

## インターネット映像制作業務プロポーザル実施要領

### 1 実施趣旨

市では、より多くの人に「あわら市」のことを知ってもらうため、平成27年3月末にあわら市行政チャンネル（チャンネルあわら）の映像放送を休止し、あわら市ホームページ上のインターネット放送局「ねっとdeあわら」で映像を配信する方式に切り替えた。

この要領は、インターネット映像制作業務に関し、民間業者の企画力や技術力、創造力に期待し、公募型のプロポーザル方式により広く企画提案を求め、その内容及び業者の能力を総合的に比較検討し、最も適当と判断される提案者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務名称

インターネット映像制作業務

### 3 業務目的

広報紙・ホームページと同様、重要な各種行政情報を市内外に伝える広報媒体の一つとしてインターネット放送局「ねっとdeあわら」を認知してもらい、市民と市役所の距離をより近づけることを第一に、映像を通じて、まち、市政、イベント、人物などあわら市のさまざまな魅力を発信し、市民には郷土への誇りや愛着心を育むこと、また県内外の人には広報・情報ツールとしての活用を目的とする。

### 4 業務内容

別紙インターネット映像制作業務仕様書（以下「仕様書」とする。）のとおり。

### 5 業務履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

ただし、本業務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の属する年度の翌年度以降において、予算の減額又は、削除があったときは、契約を変更または解除する。

### 6 選定方法

本業務に対する適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類及び応募者のプレゼンテーション等により、当該応募者の適正及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定する。

## 7 主催者及び担当課

主催者：あわら市

担当課：あわら市創造戦略部政策広報課 広報グループ

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8005 (直通)

FAX 0776-73-1350

E-mail seisaku@city.awara.lg.jp

## 8 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) あわら市入札参加資格のうち「物品等」の部門に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者
- (6) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていないもの及び指名停止の措置要件に該当しないものであること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 平成27年4月1日以降、本業務と同種・同等業務に係る契約を元請けとして履行した実績を有する、もしくは履行中であること。なお、同種業務とは、企画・撮影・制作・編集などを行い、放送用番組として動画・映像を制作する業務をいう。
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

## 9 プロポーザルの日程

事務内容		期間・期日	
①	手続き開始の公告	令和2年6月8日(月)	
②	募集要領等の配布	令和2年6月8日(月)～令和2年6月22日(月)	15日
③	質問受付	令和2年6月8日(月)～令和2年6月15日(月)	8日
④	参加表明書類等受付	令和2年6月15日(月)～令和2年6月22日(月)	8日
⑤	企画提案書等受付	令和2年6月22日(月)～令和2年7月17日(金)	26日
⑥	提案内容審査 (プレゼンテーション等)	令和2年7月28日(火) ※予定(別途通知)	
⑦	審査結果通知書交付	令和2年8月4日(火) ※予定(別途通知)	

## 10 質問書の提出

- (1) 要領等の内容について疑義のある場合は、令和2年6月15日(月)までに質問書(様式第5号)を担当課宛て、電子メールで送付すること。
- (2) 電話、来庁、FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問に対する回答については、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、あわら市ホームページ(<http://www.city.awara.lg.jp/>(仮))にて、令和2年6月18日(木)までに公表する。

## 11 参加表明に関する書類の提出

- (1) 参加表明に関する提出書類

参加表明に関する提出書類は以下のとおりとする。

参加表明に関する 提出書類 様式番号	様式名	提出部数
様式第1号	プロポーザル参加意思表明書	様式第1号から 様式第3号の順 に並べ、左上隅を ホチキス留めし、 1綴り作成 (A4縦)
様式第2号	会社概要説明書	
様式第3号	履行実績確認書	
様式第4号	配置予定業務責任者確認表	

- (2) 提出方法

- ア 担当課への持参を原則とする。
- イ 受付は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等在中」と

朱書し、令和2年6月22日（月）までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わないこととする。

### （3）その他

ア 受付期間内に参加表明書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できないこととする。

イ 提出された参加表明書類等は返却しないこととする。

ウ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

エ 参加表明後に辞退する場合は、令和2年6月22日（月）の午後3時までに、書面による辞退届（任意様式／捺印有り）を担当課まで提出すること。

## 12 参加資格の取り消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

（1）参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合

（2）「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていないもの及び指名停止の措置を受ける等、参加者及び協力会社が社会的不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められる場合

（3）参加者が参加資格要件を充たさなくなった場合

（4）その他、本要領に違反すると認められる場合

## 13 企画提案書等の提出

（1）企画提案書等の提出

ア 次の映像案1～4について、提案する具体的内容①～⑤の内容及び企画提案書及びサンプル映像を提出すること。

イ いずれの提案も本プロポーザルの実施趣旨や業務目的に沿うものであること。

## 企画提案書で提案する番組案

映像案 1	
更新本数	月 1 本（毎月 5 日更新）
映像時間	10 分程度
映像概要	市内で行われた行事やイベントなどの様子をニュース形式で伝える。
備考	映像は 1 回の更新当たり 2～3 ネット程度とし、内容を分かりやすく紹介する。

映像案 2	
更新本数	2 ヶ月 1 本（偶数月 20 日更新）
映像時間	10 分程度
映像概要	市内の観光名所をめぐり、歴史や文化、おすすめスポット、お食事処など地域の魅力を伝える。
備考	各地区を 1～2 本程度で編集し、内容を分かりやすく紹介する。

映像案 3	
更新本数	2 ヶ月 1 本（奇数月 5 日更新）
映像時間	10 分程度
映像概要	市内で活動している団体（まちづくり・スポーツなど）やこども園、小学校、中学校、高校での活動や部活の様子を紹介する。
備考	各団体を 1 本に編集し、内容を分かりやすく紹介する。

映像案 4	
更新本数	2 ヶ月 1 本（奇数月 20 日更新）
映像時間	10 分程度
映像概要	市内、市出身者で活躍している男女（仕事・スポーツ・趣味・地域活動など）人にターゲットを絞り紹介する。
備考	1 人を 1 本に編集し、何で活躍しているか、分かりやすく伝える。

## 上記の映像案について、提案する具体的内容

企画提案内容	
①	<b>映像の制作についての考え方、効果、方策</b>
	各映像概要にのっとり内容を市民に分かりやすく、魅力的にインパクト強く紹介する。また、視聴者の興味・関心を引き参加など、行動につながるような情報発信を行う映像を制作するにあたっての方針などを記述すること。ナレーターや出演者に特定の人物またはCGやアニメを用いるなどの特別な演出等を企画する場合は、その内容をあわせて記述すること。視聴者を飽きさせないような工夫があれば記述すること。
②	<b>映像概要や①の提案をもとにした題名・タイトルロゴ</b>
	各映像の概要や①の提案内容をもとに、ふさわしい題名とそれを表すタイトルロゴのイメージを示す。その題名とタイトルロゴの説明も記述すること。
③	<b>①の考え方、効果、方策をもとにした映像構成・シナリオ案およびサンプル映像</b>
	提案した考え方・効果・方策を具体的に反映させ、映像全体の概要・イメージが伝わる内容のサンプル映像を作成し提出すること。想定する映像のダイジェストや番宣VTRなど形は問わないが、各映像を5分程度までにまとめた動画とし、映像は実写、CG、イラスト等いずれも可とする。なお、サンプル動画作成時の台本やシナリオ、構成表等の資料も添付すること。また、サンプル映像には必ず②で示した題名・タイトルロゴを盛り込むこと。
④	<b>業務実施のスケジュール・体制</b>
	各映像納品物完成までの業務スケジュールを記述すること。また、ディレクター、カメラマン、音声担当、照明担当、編集、チェックなどの制作スタッフの体制を記述すること。
⑤	<b>業務実施において、市が担う事務</b>
	業務を実施するにあたり、市が行なう事務（番組関係者への撮影依頼など）について詳しく記述すること。

### (2) 提出方法

- ア 担当課への持参を原則とする。
- イ 受付は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きし、令和2年7月17日（金）までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わない。

### (3) 提案書等作成上の留意点

- ア 企画提案書
  - (ア) A4版 横書 左綴じ（様式自由）
  - (イ) 提出部数は8部（正本1部 副本7部）とする。

- (ウ) 表紙を付け「インターネット映像制作業務企画提案書」と記載すること。
- (エ) 提出期限後の企画提案書等の差替は認めない(本市が補正等を求める場合を除く)。
- (オ) 本プロポーザルにおいて、企画提案をすることができるのは1案だけである。

#### イ サンプル映像

- (ア) 動画形式は原則としてウィンドウズPCで再生できるものとする。
- (イ) 提出媒体はDVD またはSD カードまたはUSB メモリーとする (ウィルスの混入が無いよう徹底すること)。

#### ウ 見積書

- (ア) 見積書は、企画提案書で提案した映像案1～4の他、別紙仕様書に記載している映像を含め、すべての映像制作について半年間(令和2年10月1日～令和3年3月31日)の見積金額及びその内訳を記載すること。  
また、3年間の長期継続契約となるため、単年・3年間の見積金額及びその内訳を別途記載すること。
- (イ) 見積書記載金額については、業務全体の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
- (ウ) 見積書については、映像ごとに人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- (エ) 見積書の提案上限金額は 4,700,000円(税抜)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- (オ) 提出部数は8部(正本1部 副本7部)とする。
- (カ) 宛先を「あわら市長」、業務名を「インターネット映像制作業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

### 14 プレゼンテーション等の実施

- (1) 企画提案書等を提出した者は、プレゼンテーションを必ず行うこと。
- (2) 実施日は、令和2年7月28日(火)(予定)に実施し、詳細は企画提案書等を提出した者に対して連絡する。
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 説明時間は、企画提案内容説明・サンプル映像の視聴も併せて35分以内とし、その後10分ヒアリングとする。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。なお、追加の資料配布は認めない。
- (6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。
- (7) ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、パソコンその他機

器等は、持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。また、機器調整は事前に行うこと。

## 15 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会において、別途定める審査基準に基づいて評価及び採点を行い、優先交渉権者を1者選定する。
- (3) 優先交渉権者は、評価点及び価格点の総合計点の最高得点者となる。なお、評価点及び価格点の総合計点が同点の場合は、出席した委員の過半数で決定する。  
また、総合計点が100点満点中50点を満たさない場合は優先交渉権者とならない。
- (4) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- (5) 市は、委託候補者及び次点者を決定した後、各参加者に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。
- (6) 選考結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、「提出者本人の得点」及び「順位」のみ応じる。
- (7) 審査内容、結果についての異議は認められない。

## 16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 17 契約の締結

- (1) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的とするものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (2) 業務委託条件・仕様等は、契約段階において市と優先交渉権者、双方協議の上、若干



の修正を行うことがある。

- (3) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (4) 契約は3ヵ年の長期継続契約を予定している。
- (5) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (6) その他、「あわら市契約事務規則」及び「あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」を遵守すること。

## 18 その他

- (1) 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用及び業務実施にかかる準備行為については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 提出書類は、あわら市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要事項については主催者が定める。